

議案第 6 号

大網白里市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について
大網白里市立認定こども園の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市立認定こども園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）に基づき、大網白里市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園として、認定こども園を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大網白里市立しらさとこども園	大網白里市南今泉 6 3 7 番地

(入園資格)

第 4 条 認定こども園に入園できる子ども（法第 2 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる子どもとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 号に該当する子ども（市内に住所を有する者であって、認定こども園に入園しようとする日の属する年度の 4 月 1 日において満 3 歳以上のものに限る。）
- (2) 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に該当する子ども
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた子ども

(職員)

第 5 条 認定こども園に園長、保育教諭その他必要な職員を置く。

(学校医等)

第6条 認定こども園に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、市長が委嘱する。

(入園の手続)

第7条 認定こども園に子どもを入園させようとする保護者は、市長に入園の申込みを行い、その承認を得なければならない。

(保育料)

第8条 認定こども園に入園する子ども（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年規則第18号）に規定する利用者負担額とする。

(保育料の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めたときは、保育料を減免することができる。

(利用の停止等)

第10条 市長は、認定こども園を利用している子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、利用を一時停止し、又は解除することができる。

(1) 保護者が子ども・子育て支援法第19条第2号に規定する内閣府令で定める事由に該当しなくなったとき（第4条第2号に掲げる子どもに限る。）。
(2) 病気等のため、利用に適さないと市長が認めたとき。

(3) その他市長が利用上支障があると認めたとき。

(開園時間及び休園日)

第11条 認定こども園の開園時間は、午前7時から午後7時まで（土曜日にあつては、午前7時から午後6時まで）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 認定こども園の休園日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 入園等の手続その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日前において市立白里保育所に入所している児童は、施行日において大網白里市立しらさとこども園に入園したものとみなす。ただし、大網白里市立しらさとこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

4 施行日前において大網白里市立白里幼稚園に入園している児童は、施行日において大網白里市立しらさとこども園に入園したものとみなす。ただし、大網白里市立しらさとこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

（大網白里市立保育所及び小規模保育事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

5 大網白里市立保育所及び小規模保育事業所の設置及び管理に関する条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中市立白里保育所の項を削る。

第6条第2項中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第1号及び第29条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）」を「大網白里市

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成 27 年規則第 18 号）に規定する利用者負担額」に改め、同条中第 3 項及び第 4 項を削る。

第 8 条第 1 号中「法第 19 条第 2 号及び第 3 号」を「保護者が子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 2 号」に改める。

附則中第 2 項を削り、第 1 項の見出し及び項番号を削る。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校医の項の次に次のように加える。

学校歯科医	年額	121,000 円
-------	----	-----------

（大網白里市立幼稚園設置条例の一部改正）

- 7 大網白里市立幼稚園設置条例（昭和 39 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中大網白里市立白里幼稚園の項を削る。